

2023年度第3回自己点検・評価委員会議事抄録

日 時：2024年3月30日（木）10：05～11：35

方 法：対面（9号館7階第2会議室）及びZoomを利用したオンライン開催

出席者：倉渕委員長、兵庫委員、樋上委員、横田理学部第一部数学科教授（関川委員代理）、
長嶋委員、宮崎委員、近藤委員、伊藤委員、田村委員、椿委員、北村委員、本田教
養教育研究院葛飾キャンパス教養部教授（市村委員代理）、井手本委員、向後委員、
坂田委員、本間委員、坂口委員

事務局：市川学務部長、青山学務部次長（大学評価・IR室長）、
増田大学評価・IR室係長、山本学長事務課主任

（前回議事抄録確認）

倉渕委員長（以下、「委員長」という。）から、2023年度第1回及び第2回自己点検・評価委員会（以下、「本委員会」という。）の議事抄録について内容の確認があり、原案どおり承認した。

【報告事項】

1. 公益財団法人 大学基準協会による 第4期機関別認証評価の概要について

委員長及び事務局から資料1に基づき、標記のことについて概要の報告があった。

＜第四期認証評価における本学の主な課題＞

- ・ 教学マネジメントに踏み込んだ内部質保証の仕組みへのシフト
- ・ 学生参画の自己点検・評価及び検証と意見を取り入れた改善活動
- ・ 各部局における自己点検・評価及び改善活動への外部者や学生の関与
- ・ ディプロマポリシーに規定された能力の修得に関する判定方法
- ・ 学修ポートフォリオ等を用いた学修活動の支援及びその記録 等

2. 2024年度自己点検・評価の実施依頼及び同基本方針について

委員長及び事務局から資料2に基づき、3月21日付で大学質保証推進委員会（以下、「推進委員会」という。）から、2024年度の自己点検・評価の実施について、「2024年度自己点検・評価の基本方針」（以下、「基本方針」という。）に基づき、本委員会において「2024年度自己点検・評価の実施方針」（以下、「実施方針」という。）を策定し、4月19日までに推進委員会宛に報告するよう依頼があったことの報告があった。なお、基本方針の新たな内容は次のとおり。

- ・ 公益財団法人大学基準協会による機関別認証評価が第4期を迎えることから、同協会が設定・公表した第4期機関別認証評価の大学基準に基づき自己点検・評価を実施する。なお、「学修成果を基軸に据えた内部質保証の重視と実質性」を問う評価が求めら

れているため、基準 2 以外の基準（特に基準 4）についても内部質保証の概念を取り入れて自己点検・評価、改善活動を行う。

- 第 4 期機関別認証評価では、内部質保証において「学部等の組織における自己点検・評価の客観性、妥当性を高めるために学生の意見や外部の視点を取り入れるなどの工夫」が求められていることから、各部局において学生等からの直接的な意見聴取を行い、点検・評価及び改善活動の一助とする。
- その他、2023 年度自己点検・評価の結果に基づく改善事項、定員管理に対する改善活動及び結果（関係学部のみ対象）、経営系専門職大学院認証評価結果において指摘を受け改善計画に示した活動（経営学研究科技術経営専攻のみ対象）、薬学教育評価機構の第三者評価結果において、助言及び改善すべき点として提言を得た事項に対する改善活動及び結果（薬学部のみ対象）についても点検・評価の対象とする。

3. (一社) 薬学教育評価機構における薬学教育評価結果について

委員長及び事務局から資料 3 に基づき、薬学教育評価機構における薬学教育評価結果について、薬学教育評価機構が定める「薬学教育評価 評価基準」に適合していると認定され、長所 5 件、助言 13 件、改善すべき点 9 件の提言を得たことについて報告があった。

4. 外部評価実施結果について

委員長及び事務局から資料 4 に基づき、東京理科大学内部質保証推進規程第 17 条に基づき本年度受審している外部評価について、4 名の評価員及び書面評価の概要について説明があった。併せて、2 月 13 日に評価員と石川学長、倉淵副学長（内部質保証担当）、井手本副学長（教育担当）、兵庫常務理事（評価担当）との意見交換会を開催し、評価員から以下のとおり意見を得たことの報告があった。

- 大学関係者と学生の意見交換会については積極的に実施すべきであり、可能であれば学内外の方から見える場で実施することが望ましい。
- 大学と各部局との意見交換についても積極的に実施すべきであり、部局同士で参考になる事例を確認しあうだけでも実施する意味はある。
- 現状の本学のディプロマポリシーは格調高く、その分内容が明確になっていないようにも見受けられるため、より噛み砕いて理解してもらうための工夫が必要である。
- 「新実力主義」教育プログラムの開講科目について、企業や実社会と関わりながら学んでいくプログラムを目指していくことで有意義なプログラムになると考えられる。

[審議事項]

1. 2024 年度自己点検・評価の実施方針及び実施方針細目について

委員長及び事務局から資料 5 に基づき、2024 年度の実施方針及び実施方針細目の主な点について、次のとおり説明があった。

- 報告事項1を受けて、別紙1「4. 点検・評価活動」については基本方針を踏まえ、公益財団法人大学基準協会が設定・公表した第4期機関別認証評価の大学基準に基づき自己点検・評価を実施することとする。また、自己点検・評価の客観性、妥当性を高めるために学生の意見や外部の視点を取り入れることを目的として、各部局において学生等からの直接的な意見聴取を行い、点検・評価及び改善活動の一助とする。
- 学生等からの直接的な意見聴取については、大学レベル、教育課程レベル(学部・学科)で、それぞれ在学生から直接的に意見を聴取し議論する機会を恒常的に設けることとする。なお、点検・評価報告書に記載することや学生・教員の繁忙期を考慮したうえで、10月までを目途に実施する。
- 大学レベルの意見交換については、参加学生は各キャンパスの学生団体(神楽坂:学友会常任委員会、葛飾:友理会、野田:野田学生会)から選出するとともに、広く公募して募ることとする。
- 教育課程レベルの意見交換については、実施の主体は各学部とし学生の選出方法は任意とする。なお、在学生の属性が偏らないようにすること、選出する在学生数が各学部の参加教職員数を下回らないこと、本取組みへの協力について必ず同意を取ることに留意いただきたい。
- 別紙1「5. 点検・評価活動」については自己点検・評価の実施方針(細目)に基づき、今まで以上に検証、改善活動に注力する。なお、第4期機関別認証評価では、卒業認定学位授与の方針に示す能力に対する学修成果の把握と検証・改善、卒業の認定(学位授与)に至る評価方法について重視して問われているため、各部局において、適切な方法で行うこととする。
- 教育支援機構教職教育センターについては、別途評価項目、視点を定めて点検・評価活動を実施する必要があるため、後日改めて検討の依頼を行う。
- 第3期機関別認証評価において、改善事項を付された定員管理に対する改善活動の実施について、2024年7月までに大学基準協会への報告が必要なことから、該当の学部に対して改善状況の報告と根拠資料の提出を依頼する。

以上を踏まえ、審議の結果、原案どおり承認した。

○連絡

- **2024年4月1日付委員会委員名簿について**
委員長及び事務局から参考資料に基づき、2024年4月1日付の本委員会委員の構成について更が生じることの連絡があった。
産学連携機構長の交代に伴う委員の交代

以 上